備品管理の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 八尾翠翔高等学校 | 　備品出納簿に記載されている下記の備品について、不用決定を行わずに廃棄していた。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 品種 | 品目 | 当初受入年月日 | 数量 | 金額 |
| 商品名 |
| 機械器具類 | 通信器具類 | 平成２年３月31日 | １ | 1,442,000円 |
| 非常用ラック型アンプ |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府財務規則】（不用の決定及び不用品の処分）第87条 知事又は第３条の規定により物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書（様式第49号）を作成の上不用の決定をしなければならない。 |
| 措置の内容 |
| 検出事項について、当該備品の不用決定を行った。　検出事項の原因は、当該備品が取換工事の際に入れ替えられたため、事務室職員において備品であるとの認識が不足していたことにある。　再発防止に向けて、事務室職員に対し、備品の適正管理について周知を行った。　今後は、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和６年５月29日）